

加工食料品部卸売業務の品質管理の方法に関する要綱

加工食料品部卸売業務に係る品質管理の方法については、大阪市中央卸売市場業務条例第 53 条及び同施行規則第 42 条に定めるほか、その細目については次のとおりとする。

第 1 節 品質管理の方法

1 荷受段階

- ・ 商品の到着時には、容器の破損の有無や温度管理の状況など、荷の状態を確認すること。
- ・ 食品表示法に基づく表示が適正に行われているかを確認すること。
- ・ 荷下ろし時にはパレット等に載せ、直置きを避けること。

2 加工段階（加工を行う場合）

- ・ 小分け用のダンボールや包装フィルムなどの材料は、汚れのないものを使用すること。
- ・ 小分け等の際には、食品表示法に基づく表示を適正に行うよう確認すること。
- ・ 手洗い、用具や機材の洗浄・殺菌を励行すること。
- ・ 加工場の清潔維持、整理整頓に努めること。

3 卸売段階

- ・ 売場では、空調設備等により適切な温度管理に取り組み、温度管理の設備がない売場では、商品の温度上昇防止措置をとること。
- ・ 商品はパレット等に載せ、直置きを避けること。
- ・ 手洗い、用具や機材の洗浄・殺菌を励行すること。
- ・ 清潔維持（害虫の駆除、生ごみの処理等）、整理整頓に努めること。

4 保管段階

- ・ 保管時は、適温で保管すること。
- ・ 市場での保管期間はできるだけ短くし、保管した商品は先入れ先出しの原則で扱うこと。
- ・ 保管時はパレット等に載せ、直置きを避けること。

第2節 品質管理責任者

- ・ 卸売業者は、主な売場ごとに、品質管理を指導するため、品質管理責任者をおくものとする。
- ・ 品質管理責任者を設置または変更したときは、本市に届け出ること。（別記様式第1、第2）

第3節 市場関係事業者

- ・ 市場関係事業者は、卸売業者の行う品質管理に協力し、市場における品質管理の推進に資するよう努めること。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年5月31日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

品質管理責任者の設置届

年 月 日

大阪市長 様

大阪市中心卸売市場 本場 加工食料品部

卸売業者の名称及び

代 表 者 の 氏 名

加工食料品部卸売業務の品質管理の方法に関する要綱の規定に基づき、品質管理責任者を次のとおり設置したので届け出ます。

1. 設置年月日 年 月 日

2. 氏名及び役職

売場名称 (位 置)	氏 名	役 職

品質管理責任者の変更届

年 月 日

大阪市長 様

大阪市中心卸売市場 本場 加工食料品部

卸売業者の名称及び

代 表 者 の 氏 名

加工食料品部卸売業務の品質管理の方法に関する要綱の規定に基づき、品質管理責任者を次のとおり変更したので届け出ます。

1. 変更年月日 年 月 日

2. 氏名及び役職

売場名称 (位 置)	変 更 前		変 更 後	
	氏 名	役 職	氏 名	役 職